価理、倫理学、倫理的なるもの	
品川哲彦	習彦
いが出された。(倫理学の reality をどこに見出しているか。昨秋、本大会共通課題の実行委員から報告予定者に三つの問	か 問
たうかに	字 字 者 的
順に三節に分けて敷衍し、大会報告の要旨とする。としての関わりである理由は何か。以下、それに対する回答を	答を
倫理の reality と倫理学の reality	
倫理学は規範と価値に関わることがらを対象とする。この分	の 分
うこいに気もっていらつごらっているいで見とうらこうつつむで「現実(reality)」という語が使われるとすれば、どうい	うい
仏態となるための 物理的、化学的など自然科学によって説	て 説
らしうる、つまりは 自然的な性質ないし条件を real と呼ぶ	呼 ぶ
隊に、あるできごとが結果として生じるのに寄与した自然的条ことがある。語源どおりの意味での real(「物の」)である。同	的 条 同
tも real といえるだろう。G・E・ムーアが二つの形容詞「よ	「よ
5」と「黄色い」とを比較して指摘したとおり、価値や規範を	範 を

ゝ

. .

えば、殺人と呼ばずに安楽死と呼ぶか)という問いには、倫理 と呼んでよいだろう。この文脈でも、倫理に関して reality と かける力、新たな現実を生み出そうとする力についても real る。その指令のなかに含まれている、現状を変えるように働き 関わる場面である。そしてまた、価値や規範は指令を含んでい して reality という語を使う文脈のひとつは、この価値認識に 的観点からみたその行為の reality が懸かっている。倫理に関 とえば、殺人という語は事実を伝えるだけではなく、評価を含 物、できごと、行為の reality だと言い表わすこともある。た もつ意味がまったく変わってしまうような核心部分を、その事 ある事物、できごと、行為について、そう考えなくてはそれの 上の意味での reality は倫理学の問題ではない。しかしまた、 論には賛同しないとしても、この指摘は妥当である。 だから、 表わす語は自然的性質とは別の何かを指している。 ムーアの結 いう語を使うことができる んでいる。だから、ある行為を殺人と呼ぶか呼ばないか(たと だが、それでは、このような意味の reality はどれほど共有

での reality はあまり共有されるとはいえないかもしれない。 とみて相反する論者に対する説得効果で測るなら、この意味 なものとして体得させること、こちらのめざしている方向に動 らみて相反する評価を下す相手に対して、こちらの見方を real たが、それでは、このような意味の reality はどれほど共有

こで損なわれているもの、看過 にほかならない。しかし、異 、にほかならない。しかし、異 、にほかならない。しかし、異 、すると、倫理学のrealityとを区別した してきた倫理、あるいはまた、 してきた倫理、あるいはまた、 してきた倫理、あるいはまた、 してきた倫理の根拠、基礎づけに訪られる際には、相手 、にほかならない。しかし、異 を哲学の一部とみなしているの にとり、新たな内容の倫理の にとかならている。 に区別する を哲学の一部とみなしているう。 に言がならない。 とって計られることになろう。 にて計が説いたように、社会生活 たなみなしているの 、 日明の事柄を根本から考えな の とののにの に る。この異議申し立てのもつ力 の に と の た の に に 別 の に の の に に り の に の た の に の の に の の の の の に の の の の の
範の再生産・補強・説教を倫理と呼ぶなら、説倫理の reality と倫理学の reality と合理学の reality とを区別したる で基準は、相手を説得してある特定の倫理観、
、現伏牧革への勧幾づナが語んれる祭こさ、のは倫理の reality にほかならない。しかし
前に、既存の妥当してきた倫理、あるいはま
け
reality と呼んでおく。すると、倫理学の reality は
のもつ衝迫力、
理学の reality と倫理の reality とをこのように区別する
つには、私が倫理学を哲学の一部とみなし
明の事柄を根本から考えなおす点に、 哲学の reality
デカルトが説いたように、
は、哲学の
のかもしれない。けれども、これまで流通し
したり、新たな内容の倫理の
礎づけを試みたりするときに、自明の事柄を根本から考えなお
いることは疑いえな
かし、倫理学の問いを発する引鉄は哲学的関心だけに
い。流通する倫理的言説に含まれている反倫理的含意に
は、そこで損なわれているもの、

ままにしてはおくことができない感受性を指しているからだ。 ではにal)の reality と呼んでおく。というのも、前者はある特定の倫理(an ethic)の効力を指しているにすぎないが、後者は、必の倫理(an ethic)の効力を指しているにすぎないが、後者は、必の倫理(an ethic)の効力を指しているにすぎないが、後者は、必れているものを回復しようという倫理的関心からだ。この促す

| 倫理的に尊重すべき範囲とその外部

ī

ダの表現を借りれば、家の法、オイコスのノモス、オイコノミ ずである。倫理的に尊重すべきとされる存在者の内部の、デリ 最終的には、メンバーが共有するルールによって調停されるは ことばを用いて考えられる。指針を決める際の意見の相違は、 しても、分相応の扱い(deserving)、権原、権利、正義といった ほど寄与してきたか、などの算出しがたい難題が控えているに 見積もるか、意識を喪失する以前にその患者が医療資源にどれ は、現在世代が先行世代から受け継いだ自然資源をどれほどに れほどの医療資源を割いて治療を続けるべきか、といった問題 節約すべきか、あるいはまた、意識を永久に喪失した患者にど たとえば、現在世代は未来世代のためにどれほどの自然資源を 求められている問題の解決が、いかに難しくとも、期待できる。 配分の正義を実現するのに役立ち、したがって、配分の正義が に浴すのは内部のメンバーだけだからだ。こうしたシステムは 権原をもち、権利を有し、それゆえ平等に扱われる正義の恩恵 親という内部のメンバーを媒介してのことである。というのも、 て胎児の生命は守られる。ただし、それはあくまで現在世代や かに厳格に否定する種類の生命倫理理論でも、胎児の親によっ 共同体の討議に付されることができるし、胎児自身の利益をい は現在世代によってとりつがれて現実的なコミュニケー ション 討議倫理学に立脚する未来倫理では、未来世代や自然への配慮 される。外部に対してさえ、配慮が払われないわけではない。 い。その内部では、原則的に、すべてのメンバー が平等に配慮 責任原理やケアの倫理は倫理としての reality をもつ。逆の可 たちのなかの倫理的なるものがこの認識に根ざしているなら、 る認識である。これらの観念の射程はそれに応じて決まる。私 は、私見によれば、私たち生きている者の傷つきやすさに対す 的配慮が無限の外部に広がるわけはない。尊重すべき範囲とそ らない。責任、ケア、ニーズなどがその例である。だが、倫理 それについてはここでは立ち入れない。別稿に譲る。いずれに ケアの倫理は自律的ではない存在者への配慮を説くものである。 続に不可欠である。責任原理は未来世代と自然に対する配慮を て導出できるか、疑わしい。だが、未来世代は道徳共同体の存 ると主張するケアの倫理である。現存する人間だけを尊重する て自足して生きられるものではなく関係のなかでのみ生きられ く責任を倫理の基底においたヨナスの責任原理、人間は独立し 下研究しているのは、対等な関係ではなく力の不均衡にもとづ ア、つまり経済の次元に問題が引き移されるのである。 ているからだ。責任、ケア、ニーズという観念を支えているの 虚妄とみなし、したがって線の両側に何かしら同質性を見出し の外部の間の線引きに疑問を投じるのは、その線引きの根拠を の扱い、権原、権利、正義とは別のことばを用意しなくてはな 課題ではない。したがって、倫理的問題を考えるのに、分相応 しても、これらの倫理理論では、配分の正義が最優先の倫理的 倫理理論からは、未来世代が存在すべきだと必然的根拠をもっ こうした種類の倫理理論に対する異議申し立てとして私が目

それは事実問題のもつ reality である。事実問題のもつ reality が核戦争や環境危機のために現実にありうることだ。ただし、 の維持を自明とみなす常識を問いなおし、結婚と生殖を自明と 察したときにも、教父哲学者たちが結婚の是非を論じたときに それとともに、権利、正義から人間の自然的側面すなわち身体 らクローンやヒト胚の研究利用に主題が移ったからではあるが、 だとすれば、倫理学の reality は競合する倫理が reality を競う の研究者がそこを混同しているとすれば、非難されるべきであ がそのまま倫理学の reality になるわけではない。応用倫理学 ている。ただ応用倫理学の問題が違うのは、現在、人類の絶滅 みなす常識を問いなおす点で、当然、倫理学の reality を帯び も、すでに視野に入っていたろう。これらの先例もまた、生命 の倫理的根拠は、カントが自殺を普遍的道徳法則に照らして考 道であるなどと主張するものではない。たとえば、人類の存続 にすぎない。私は応用倫理学こそが倫理学の reality に通じる の傷つきやすさへと関心が推移したことを示してい の尊厳や生命の神聖が再考されつつあるのは、脳死や安楽死か 何かという問いへの答えの帰趨が賭けられていることになる。 せめぎ合いのなかに宿り、その背後には、倫理的なるものとは らば、正義に依拠する倫理のみが倫理としての reality をもつ。 能性もある。競合する主張の調停のみが倫理の任務だとするな 以上の私の考えが応用倫理学の問題を端緒としたことは偶然 かつて人格が鍵概念だった生命倫理学において、最近、人間

た	張を共通の討議の場に的確にとりつぐコーディネーターの役割
理	指針を率先して垂れる資格はない。複数の分野から出てくる主
理	ついては権威ある専門家は存在せず)、したがって、倫理学者に
な	徳の権威ある専門家ではなく(というよりも、そもそも道徳に
る	前半に強力だった倫理学の自己理解からすれば、倫理学者は道
も	指針を示すことを社会から期待されているとしても、二〇世紀
わ	がどう答えうるかという点にあった。たとえ倫理学者が具体的
な	という批判に、二〇世紀後半に興隆した応用倫理学に関わる者
な	に代表される「メタ倫理学のみが学としての倫理学たりうる」
そ	は、二〇世紀前半、とくに英米圏で強力であった情緒説やそれ
E	コーディネーターとしての役割をもって答えとした。私の関心
独	倫理学の研究者がどのように寄与できるかという問いに対して、
3	い」の報告者として、私は、具体的な社会問題に対して哲学・
せ	一九九九年の本学会大会共通課題「二〇世紀(倫理学への問
	ものの理解を通じてである。
相	しての概念分析、以上の作業と平行して進められる倫理的なる
は	するのは、倫理理論の基礎づけの吟味、その前提となる作業と
議	上述の意味での倫理学の reality に哲学者・倫理学者が寄与
I	
同	三(倫理学者= コーディネーター説について
え	
う	reality は倫理学にとってどうでもいいものではない。
を	る。しかし一方、倫理が生活に関わる以上、事実問題のもつ

う。しかし、法学、政治学、経済学などにはそれぞれの学に 学者の占有物ではない。ただし、倫理的なるものがある倫理 ど先に述べた用語をみても、倫理学に独自のジャー ゴンでは その他の知識人でもできるのではないか。ある程度はそうだ 互の理解を形成していくのに寄与するという意味である。 るが、人びとの思いを的確に表現することばを探り当てる共 ものに仕立て上げるのは、哲学者・倫理学者の仕事である。 論に疑問を投じるときに、その疑問を論理的に明確、 げる役目を果たすことだろう。 倫理的なるものは哲学者・倫 多義性を整理し、日常生活のなかで発揮される道徳感覚とつ っているとすれば、その任務はこれらのことばの厄介きわま れている。 倫理学者がこれらのことばについての専門知識を く、他の学問分野にも使われ、何よりも日常生活のなかで使 れにひきかえ、たとえば、権利、正義、責任、ケア、ニーズ れらの学の専門家は共通の討議の場に呼ばれる場合もある。 自の所与や前提がある。 それを表現するジャー ゴンゆえに、 だが、そうした作業は哲学者・倫理学者でなくても、 法学者 言いかえを提案し、他のメンバーの意見を尋ねたりしながら、 論のなかで使われることばの意味を問いなおしたり、ときに よりもその歴史的形成や使い方を知っている専門家として、 作業のなかで、倫理的含意を含むことばについて他のメンバ と、何か会合のような席で司会や調整役をこなすように聞こ 果たすべきだというのが趣旨だった。 コーディネーターとい 的を射